別表第１（第１１条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤について、地盤調査の結果、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられること。 |
| ２ | 著しく傾斜している土地において土砂埋立て等を行う場合においては、土砂埋立て等を行う前の地盤と土砂埋立て等に使用された土砂とが接する面が滑り面とならないように段切り等の措置が講じられること。 |
| ３ | 土砂埋立て等の高さ及び土砂埋立て等によって生じる法面（擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の各号に掲げる土砂の区分に応じ、当該各号に定める高さ及び法面の勾配とすること。  ⑴　建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成３年建設省令第１９号）別表第１に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土並びにこれらに準ずるもの　安定計算を行った場合にあっては安全が確保される高さ及び垂直１メートルに対する水平距離が２メートル以上であって安全が確保される勾配、その他の場合にあっては１０メートル以下の高さ及び垂直１メートルに対する水平距離が１．８メートル以上の勾配  ⑵　その他のもの　安定計算を行った上で安全が確保される高さ及び安定計算を行った上で安全が確保される勾配 |
| ４ | 土砂埋立て等の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。 |
| ５ | 埋立て等区域の地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地及び谷又は沢状の土地など地表水が集中しやすい地形の土地において土砂埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効かつ速やかに排除できるよう、地下排水工等の排水施設の設置その他の必要な措置が講じられること。 |
| ６ | 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、次の各号の全ての規定に適合すること。  ⑴　盛土の場合には、法尻に擁壁等が設置されること。  ⑵　擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造等の堅固なものであること。  ⑶　渓流内の盛土の場合において、全土量を対象とした土砂流出防止のためのコンクリートえん堤等が設置されること。  ⑷　練積み造の擁壁の構造は、土質に応じて決定されたものであること。  ⑸　鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次のアからエまでの規定が満たされることが確かめられていること。  ア　土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破損されないこと。 |
|  | イ　土圧等によって擁壁が転倒しないこと。  ウ　土圧等によって擁壁が滑動しないこと。  エ　土圧等によって擁壁が沈下しないこと。 |
| ７ | 土砂埋立て等によって生じる法面の高さが５メートル以上である場合にあっては、当該法面の高さが５メートルごとに幅が１．５メートル以上の小段が設置されること。 |
| ８ | 雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（土砂埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること。 |
| ９ | ８の項の排水施設は、その管の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。 |
| １０ | 埋立て等区域外に土砂が流出しないように、沈砂池（土砂埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。）その他の土砂の流出を防止するために必要な施設が設置されること。 |
| １１ | 下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水を貯留する調整池（土砂埋立て等が施工されている間における調整池を含む。）その他の施設が設置されること。 |
| １２ | 土砂埋立て等によって生じる法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により、風化その他の侵食に対して保護されること。 |
| １３ | 埋立て等区域（土砂埋立て等によって生じる法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置（土砂埋立て等が施工されている間における土砂等の飛散防止のための措置を含む。）が講じられること。 |
| １４ | 土砂埋立て等に係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が土砂埋立て等に先行して実施されるものとなっていること。 |
| １５ | 出入口を必要最小限とし、見通しを確保する等車両が安全に出入りできる構造とすること。 |
| １６ | 横断歩道、交差点及び道路の曲がり角から５メートル以内には、出入口を設けないこと。ただし、道路に接続している事業区域が狭小である場合その他市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。 |
| １７ | 必要に応じて、カーブミラー、ガードレール、標識、照明施設、回転灯その他の交通安全施設を適正に設置すること。 |
| １８ | 埋立て等区域の周辺に田畑等の耕作地がある場合は、埋立て等区域内で生じた排水が耕作地に直接流入しないよう適切な施設を設けること。 |
| １９ | 近隣の住居の日照及び通風の確保並びに排気ガスの流入の防止のほか、特に粉じんの飛散の防止に配慮して、埋立て等区域の周囲に高さ２メートル以上の塀等を設置すること。 |

別表第２（第１１条、第２５条及び第２６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 別表第１の１の項、８の項、９の項及び１５の項から１９の項までの規定に適合すること。 |
| ２ | 埋立て等区域の土地の勾配は、垂直１メートルに対する水平距離が１０メートル以上であること。ただし、埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして市長が認める場合は、この限りでない。 |
| ３ | 土砂の堆積の高さ（土砂の堆積によって生じる法面の最も低い部分と最も高い部分の垂直距離をいう。）が５メートル以下であること。 |
| ４ | 土砂の堆積によって生じる法面の勾配は、垂直１メートルに対する水平距離が２メートル以上であること。 |
| ５ | 埋立て等区域の周辺に、土砂の堆積の高さに相当する幅の緩衝地帯及びその緩衝地帯を表示する境界標が設置されること。 |